

会員種別とご利用料金

	会員種別	月会費	入会金
当院の患者様 (月1回以上 診察されて いる方)	★1 メディカル会員	1500 円	0円
	★2 準メディカル会員	2500 円	
当院の患者様で はない方	★3 フィットネス会員	4000 円	3500 円
	★4 回数券(11回)有効期間4ヶ月間	9000 円	

上記料金は、消費税込みです

条件と外来での実施事項

★1 メディカル会員

- ・月1回以上当院に通院されている方
- ・糖尿病、高血圧、脂質異常症のいずれかをお持ちの方(当院での診断が必要)
- ・6ヶ月毎に血液検査、尿検査
- ・1年毎に心電図、レントゲン、動脈硬化指数(PWV、ABI)の検査
- ・他疾患、検査、投薬等で管理料の範囲を超えた場合、外来では一般診療会計になりますが、フィットネスの会費は変更ありません。

★2 準メディカル会員

- ・月1回以上当院に通院されている方
- ・糖尿病、高血圧、脂質異常症のいずれも疾患としてお持ちでない方
また、他疾患、投薬等で管理料の範囲を超えている方で、フィットネスの利用を希望する方。

メディカル会員と 準メディカル会員の注意点

- ・月1回以上石田内科で診察を受けられている方をメディカル会員、もしくは準メディカル会員とします。
- ・月1回の診察の時、外来受付で会員用専用スタンプカードに㊟を押してもらった後、必ずメディカルフィットネスいしだの受付で会費をお支払いください。

★3 フィットネス会員

- ・石田内科に通院されてなく、フィットネス利用を希望する方
- ・フィットネス会員、回数券会員は、会費期限が切れてから3ヶ月以上経過すると退会扱いとなります。
その場合再度入会される場合は入会金のお支払をお願い致します。
回数券で会費期限が切れた間をつなぐことは出来ません。

★4 回数券会員

- 継続的にフィットネスをご利用できない、不定期にしか来れない方にお勧めです。
期限が切れた場合、回数が残っていても使用できません。

- 会費については診療報酬の改定や社会情勢によって変わる可能性がありますのでご了承ください。
- 退会、もしくは休会する場合は必ず指定の届けに記入し、メディカルフィットネスいしだに直接提出して下さい。

指導スタッフ

坂本誠

- ・健康運動指導士(健康・体力づくり事業財団)
- ・パーソナルトレーナー、CSCS、認定検定員(NSCAジャパン)
- ・上級インストラクター (日本ノルディックフィットネス協会)
- ・体育学修士 (専門:運動療法、運動処方、糖代謝)

住谷久美子

- ・健康運動指導士
健康運動実践指導者 (健康・体力づくり事業財団)

田頭智恵美

- ・管理栄養士